

人材活用力強化事業に係る専門家派遣実施要領

1 目的

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会（以下、「協議会」という。）は、観光・食・健康分野のサービス産業やその関連業種で該当する鳥取県内の事業者、企業、団体及びグループ（以下、「事業者等」という。）による雇用環境の改善、生産性向上に向けた労務管理改善等の具体化に向けた取組みを支援するため、専門家の派遣を行う。

2 支援内容

本事業における下記に掲げる課題を解決し、雇用環境の改善や生産性の向上を図ることで、正社員を雇用しようとする意欲的な取組みを支援する。

(1) 雇用管理

人材確保、人材育成（組織改革）、労務管理改善（就業規則、賃金システム等）

(2) 業務改善

品質管理、業務改善（生産性向上）

(3) 情報インフラ整備

情報共有、情報発信、システム稼働、システム導入

(4) その他

労務環境、労務管理の改善につながる取組

3 支援対象

(1) 本事業は、雇用環境の改善や生産性の向上を図ることで、働き方改革や人材の積極的な活用に取り組む下記の事項を満たす事業者等を対象とする。

- ① 別表に掲げる観光・食・健康分野の指定主要業種又は指定関連業種に該当する事業者等
- ② 誠実に事業に取り組む、やむを得ない事情がある場合を除き、最後まで履行できる事業者等
- ③ 派遣終了後半年以内に正社員（新卒者を除く。）の雇用を予定している事業者等

以下に該当する場合については、特に認める事業者として、支援を受けることができる。

- ① 協議会が実施するイノベーションセミナー事業、人材活用力強化事業に参加していること。
- ② 専門家へ中期経営計画もしくは3期分の決算書（計画貸借対照表、計画損益計算書、計画キャッシュフロー計算書）を提出できること。
- ③ 協議会が実施するセミナーにおいて取組内容、進捗状況等を発表できること。

(2) 専門家の派遣は、事業者等の自主的な支援申込みに限らず、協議会が事業促進等のために必要と判断した場合、協議会からの提案により専門家の派遣を行うことができるものとする。

4 専門家

事業者等に派遣する専門家は、協議会が指名する人事コンサルタント、経営コンサルタント、ITコンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士、税理士等とする。

5 専門家の派遣

(1) 専門家の派遣を希望する事業者等（以下「依頼事業者」という。）は、派遣を希望する日の20日前までに必要書類を添えて「人材活用力強化事業に係る専門家派遣依頼書」（様式第1号）を協議会に

提出するものとする。

- (2) 協議会は、前項により提出された依頼書の内容及び当該事業の予算額(予算の執行状況)に基づき、派遣の可否、支援内容等を決定し、依頼事業者等に通知する。
- (3) 協議会は、依頼事業者等の課題や支援内容、当該依頼事業者等の意向等に基づき派遣する専門家を決定する。
- (4) 依頼事業者等の課題や支援内容に対して、必要と認めるときは、社会保険労務士、中小企業診断士等を含め、異なる分野の専門家複数でチームを組み、連携して支援する。

6 専門家の派遣回数

- (1) 専門家の直接の派遣回数は、2回までとする。ただし、特に認める事業者については、4回までとする。
- (2) (1) で定める派遣回数については、支援すべき課題、改善の内容及び支援に要する期間等を考慮して必要と協議会が認めるときは、1回に限り派遣回数を増やすことが出来るものとする。

7 支援内容の報告

- (1) 事業者等は、専門家の支援を受けたときは、その都度、「人材活用力強化事業に係る専門家支援状況報告書」(様式第2号)を作成し、1週間以内に協議会に提出するものとする。
- (2) 協議会の依頼に基づき事業者等の支援を行った専門家は、その都度「人材活用力強化事業に係る事業者支援内容報告書」(様式第3号)を作成し、1週間以内に報告するものとする。

8 守秘義務

- (1) 協議会の依頼に基づき事業者等の支援を行った専門家並びに協議会及び鳥取県は、事業者等の許諾を得ずに、事業者等の名称、具体的な支援内容等を第三者に公表してはならない。
- (2) ただし、協議会が実施するセミナーにおいて取組内容を発表する場合(ホームページ、冊子等で公表する場合も含む。)は、事業者等の事業活動に支障を及ぼすことがない範囲で公表することができるものとする。

9 経費負担及び支出基準

- (1) 協議会が支出する経費は専門家派遣に係る謝金及び旅費とし、支援に係るその他の経費は支援対象事業者等の負担とする。
- (2) 謝金及び旅費の支出基準は次のとおりとする。

① 専門家謝金

時 間	県 外	県 内
1日当たり4時間未満の場合	100,000円	50,000円
1日当たり4時間以上の場合	200,000円	100,000円

注：記載した謝金は消費税込みの金額。

② 専門家旅費 協議会の規定(鳥取県職員の例に準じる。)による。

- (3) 専門家謝金について(2)の基準によりがたい場合は、協議会が別に定める「鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会謝金及び旅費規程」(平成29年5月施行)によるものとする。

10 専門家派遣を受ける事業者の責務

- (1) 事業者等は、専門家の派遣を受ける際は、専門家に相談すべき事項を事前に十分検討し、効果的及

び効率的に指導、支援を得られるよう努めなければならない。

(2) 専門家派遣の決定後、やむを得ない理由で日程の変更を生じた場合又は専門家の派遣を中止する場合は、速やかに協議会に報告しなければならない。

(3) 協議会は、専門家の派遣が中止となった場合に、その経緯等に事業者等に過失があると認められるときは、予定していた専門家の支援時間に対する謝金等キャンセルできずにかかった経費相当額について支払いを求めることができる。

11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に際し、必要な事項については、別途協議会事務局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 10 月 6 日から施行する

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会長 様

事業者名

代表者名



人材活用力強化事業に係る専門家派遣依頼書

支援対象 事業者	事業者名			
	所在地			
	代表者			
	担当者	職・氏名		
		電話及びFAX番号		
メールアドレス				
課題の 内容	<p>(1) 雇用管理 人材確保、人材育成（組織改革）、労務管理改善（就業規則、賃金システム等）</p> <p>(2) 業務改善 品質管理、業務改善（生産性向上）</p> <p>(3) 情報インフラ整備 情報共有、情報発信、システム稼働、システム導入</p> <p>(4) その他 労務環境、労務管理の改善につながる取組</p> <p>※上記の項目で該当する項目に○をしてください。 (具体的な内容を記載してください。)</p>			
専門家等 による支援 を希望する 内容				
受入時期等 の希望				
正職員等 の採用予定	(採用時期、職種、人数等を記入してください。)			
その他	中期経営計画若しくは3期分の決算書（計画貸借対照表、計画損益計算書、計画キャッシュフロー計算書）提出 可・否			
	セミナーにおいて取組み内容を発表 可・否			
添付書類	中期総合計画若しくは直近3期分の決算書			

平成 年 月 日

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会長 様

事業所名

代表者名



人材活用力強化事業に係る専門家支援状況報告書

支援日等	専門家氏名	
	支援日時	平成 年 月 日 時間 : ~ : (時間 分 休憩時間を除く。)
		平成 年 月 日 時間 : ~ : (時間 分 休憩時間を除く。)
	事業者名	
	対応者	
専門家等による指導、支援の内容	<p>(1) 雇用管理 人材確保、人材育成 (組織改革)、労務管理改善 (就業規則、賃金システム等)</p> <p>(2) 業務改善 品質管理、業務改善 (生産性向上)</p> <p>(3) 情報インフラ整備 情報共有、情報発信、システム稼働、システム導入</p> <p>(4) その他 労務環境、労務管理の改善につながる取組</p> <p>※上記の項目で該当する項目に○をしてください。</p> <p>(具体的な指導等のあった内容及び今後の課題等を記載してください。)</p>	
指導内容等に対する対応方針等		

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会長 様

事業所名

代表者名



人材活用力強化事業に係る事業者支援内容報告書

支援対象 事業者及び 支援状況	事業者名	
	所在地	
支援日等	支援日	平成 年 月 日
	時 間	時間 : ~ : (時間 分 休憩時間を除く。)
	訪問先	
支援、指導 内容	<p>(1) 雇用管理 人材確保、人材育成(組織改革)、制度改革(就業規則、賃金システム等)</p> <p>(2) 業務改善 品質管理、業務改善(生産性向上)</p> <p>(3) 情報インフラ整備 情報共有、情報発信、システム稼働、システム導入</p> <p>(4) その他 労務環境、労務管理の改善につながる取組</p> <p>※上記の項目で該当する項目に○をしてください。 (具体的な指導等の内容及び今後の課題等を記載してください。)</p>	
今後の 予定等		

別表

指定主要業種

分野	日本標準産業分類 中分類番号	日本標準産業分類中分類項目名
観光分野	7 5	宿泊業
	7 6	飲食店
食分野	0 9	食料品製造業
	5 2	飲食料品卸売業
	5 8	飲食料品小売業
健康分野	2 7	業務用機械器具製造業
	3 9	情報サービス業（健康分野に関連するものに限る）
	8 3	医療業
	8 5	社会保険・社会福祉・介護事業（保育を除く）

指定関連業種

日本標準産業分類 中分類番号	日本標準産業分類中分類項目名
5 0	各種商品卸売業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
5 1	繊維・衣服等卸売業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
5 4	機械器具卸売業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
5 5	その他の卸売業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
5 6	各種商品小売業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
5 7	織物・衣服・身の回り品小売業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
5 9	機械器具小売業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
6 0	その他の小売業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
6 1	無店舗小売業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
3 8	放送業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
3 9	情報サービス業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
4 0	インターネット付随サービス業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
4 1	映像・音声・文字情報制作業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
4 2	鉄道業
4 3	道路旅客運送業
4 4	道路貨物運送業
4 5	水運業
4 6	航空運輸業
4 7	倉庫業
4 8	運輸に附帯するサービス業
7 2	専門サービス業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
7 9	その他の生活関連サービス業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
8 0	娯楽業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）
8 2	その他の教育、学習支援業（観光、食、健康分野に関連するものに限る）